

後期高齢者医療保険事業特別会計

後期高齢者医療保険事業特別会計

健康課

1. 制度の概要

国の医療制度改革の一環として、平成20年4月から創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方と、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度である。

制度の運営主体は、府内全ての市町村が加入する京都府後期高齢者医療広域連合(特別地方公共団体)で、市町村と協力して運営している。具体的には、広域連合で被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付等を行う一方、市町村で被保険者証の引渡し、各種申請の受付等の窓口業務、保険料の徴収業務等を行っている。

(1) 加入状況

被保険者数	2,782 人
うち65歳以上75歳未満の 障害認定による加入者数	1 人

(令和7年3月31日現在)

(2) 負担割合・所得区分の状況

現役並み所得者(3割負担)	209 人
うち現役並Ⅲ	28 人
うち現役並Ⅱ	31 人
うち現役並Ⅰ	150 人
一般(2割負担)	811 人
一般(1割負担)	1,762 人
うち低所得Ⅱ	583 人
うち低所得Ⅰ	389 人

(令和7年3月31日現在)

(3) 増減内訳

転入	生活保護廃止	年齢到達	障害認定	計
10 人	0 人	231 人	1 人	242 人
転出	生活保護開始	死亡	その他	計
9 人	2 人	130 人	0 人	141 人

(4) 制度の運営に必要な人件費

人件費分	16,220 千円	(令和6年度決算額)
------	-----------	------------

2. 給付状況

(1) 証発行状況

限度額適用認定証	25人(2人)	医療費の窓口負担が限度額までに抑えられる証
限度額適用・標準負担額減額認定証	354人(7人)	医療費の窓口負担を限度額までに抑え、食事代を減額する証
特定疾病療養受療証	14人(1人)	特定の疾病が対象で、窓口負担が限度額までに抑えられる証

()内は、資格確認書に任意記載事項を記載した人数(内数)

(令和7年3月31日現在)

(2) 任意給付

葬 祭 費	133 件	1件当たり 50,000円	被保険者が死亡した場合、喪主に対して支給
-------	-------	---------------	----------------------

3. 保険料の状況

(1) 収納状況

	収納率	納付方法の内訳	
特 別 徴 収	100.0%	2,059 人	74.7%
普 通 徴 収	98.8%	697 人	25.3%
		窓口納付	241 人 8.8%
		口座振替	456 人 16.5%
小 計	99.5%	2,756 人	100.0%
滞 納 繰 越 分	38.3%	—	—
合 計	99.3%	—	—

(2) 特別徴収対象者の納付方法変更申出の状況

納付変更申出人数	4 人
----------	-----

(令和6年度中の申出人数)

(3) 保険料率

均等割	56,340 円
所得割	10.95%
限度額※	800,000 円

※昭和24年3月31日以前に生まれた方等は73万円